

子家発 1120 第 1 号  
令和元年 11 月 20 日

各 

都	道	府	県
指	定	都	市
児	童	相	談
所	設	置	市

 民生主管（部）局長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長  
（公印省略）

### 民間あっせん機関の第三者評価のための手引き等について

民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）第 21 条第 1 項に規定する業務の質の評価については、本日、「民間あっせん機関の第三者評価基準について」（令和元年 11 月 20 日付け子発 1120 第 1 号厚生労働省子ども家庭局長通知）において通知し、適用したところである。

併せて、民間あっせん機関における第三者評価及び自己評価の実施に資するよう、第三者評価のための手引き、第三者評価にかかるガイドライン及び様式例について、「平成 29 年度先駆的ケア・検証調査事業（民間あっせん機関の業務の質に関する評価基準の策定に係る調査研究）報告書」及び「平成 30 年度先駆的ケア・検証調査事業（民間あっせん機関の第三者評価基準及び判断基準等の策定に係る調査研究）報告書」を踏まえ、別紙 1 から 5 のとおり策定したため、通知する。

貴職におかれては、内容について御了知いただき、その適正かつ円滑な実施を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

- （別紙 1）民間あっせん機関の第三者評価のための手引き
- （別紙 2）民間あっせん機関の第三者評価にかかるガイドライン
- （別紙 3）自己評価結果入力シート様式例
- （別紙 4）自己評価結果公表様式例
- （別紙 5）第三者評価結果報告書様式例